

平成24年度第5回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成24年6月6日（水）	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟	4階 第3・第4委員会室

第5回定例会議事日程

- 1 日 時 平成24年6月6日（水）午前9時
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第8号議案 平成24年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦について
 - 第2 第9号議案 平成25年度生存者（春・秋）叙勲候補者の推薦について
 - 第3 第10号議案 八王子市立第二中学校体育館及びプール改築工事に関する議案の調製依頼について
 - 第4 第11号議案 特別支援学級の設置について
 - 第5 第12号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例設定について
 - 4 報告事項
 - ・平成24年度6月補正予算について （学校教育部・生涯学習スポーツ部）
 - ・平成24年度八王子市特別奨学生の決定について （教育総務課）
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長	（1 番）	小田原 榮
委 員	（2 番）	和 田 孝
委 員	（3 番）	川 上 剋 美
委 員	（4 番）	金 山 滋 美
教 育 長	（5 番）	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教育長（再掲）	坂倉 仁
学校教育部長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育総務課長	布袋 孝一
学校教育部主幹 （支援教育担当）	穴井 由美子
学校教育部主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設整備課長	加藤 雅己
学事課長	海野 千細
学校教育部主幹 （保健給食担当）	山野井 寛之
指導課長	廣瀬 和宏
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	山下 久也
指導課統括指導主事 （教育センター担当）	山本 武
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保
生涯学習スポーツ部国体推進室長	富貴澤 繁幸
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	穂坂 敏明
生涯学習総務課長	宮木 高一
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	中村 照雄
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	遠藤 辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	田中 明美
生涯学習スポーツ部主幹 （こども科学館担当）	牛山 清志
スポーツ振興課長	小山 等

生涯学習スポーツ部主幹
(スポーツ施設担当)

橋本 徹

国体推進室主幹

岩田 充

学習支援課長

新井 雅人

文化財課長

田島 巨樹

指導課主査

栗澤 哲也

スポーツ振興課主査

佐藤 久幸

事務局職員出席者

教育総務課主査

遠藤 徹也

教育総務課主任

川村 直

教育総務課嘱託員

小松 麻紀子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成24年度第5回定例会を開会いたします。

毎回申し上げておりますけれども、本市では、夏季の省エネルギー対策としまして、より一層の電力の効率的な使用等に努める取り組みを行っているところでございます。本定例会においても、出席者は軽装で、照明は一部消灯として実施いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事日程中、第8号議案及び第9号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、第10号議案につきましてははまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第4、第11号議案、特別支援学級の設置についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

○穴井学校教育部主幹 それでは、第11号議案 特別支援学級の設置についてを御説明いたします。

詳細については、栗澤主査から説明いたします。

○栗澤指導課主査 それでは、平成25年度に開設を予定している特別支援学級について、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

開設時期です。開設時期につきましては、4校いずれも平成25年4月1日を予定しております。

次に、開設予定校です。元八王子小学校に知的障害学級の固定制を2学級、第八小学

校に情緒障害等学級の通級制2学級、第一中学校に知的障害学級の固定制を2学級、長房中学校に同じく知的障害学級の固定制を2学級設置いたします。

3番目に、開設までのスケジュールです。設計は5月から6月の予定で建築課に依頼しております。契約は7月以降になる予定です。工事開始は早いところで7月の夏休み前後から始まり、遅くとも平成25年2月末までには4校すべての工事が終了する予定です。工事時期に開きがありますのは、設置する学校によって、その他耐震補強工事や屋上防水工事等の予定がされており、学校の工事のためのキャパシティとしても同時に工事を行うのが難しいと考えられているためです。実際の工事期間は2、3カ月程度の工事になる予定です。

4番目に予算です。小学校固定学級工事請負費640万5,000円、小学校通級指導学級の工事請負費、同じく640万5,000円、中学校固定学級工事請負費、こちらは第一中学校と長房中学校の2校分を合算しております、2,207万円です。内訳は括弧の中のとおりになっております。

①番と②番の小学校における固定学級並びに通級指導学級につきましては、現在学校にあります教室をリフォームするだけの工事費用となっており、例年並みの工事の予算になっています。③番目の中学校における固定学級開設予定校2校につきましては、新しく設置する教室のほうに空調設備工事が必要になりましたので、空調設備の費用が含まれてこの金額になっております。

その他、ここには出てきておりませんが、各校には備品購入費として、初期準備費用を50万円配当して、特別支援学級に必要な備品類の購入の予算措置を図っております。

説明は以上です。

○小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございませんか。

○川上委員 小学校の2学級と中学校が2学級と書いてあって、それに対しての予算が出ていると思いますけれども、小学校は既存の教室をリフォームするということですね。教室2室分の予算ですか。

○栗澤指導課主査 はい、そのとおりです。

○川上委員 ということは、教室1室で平均300万円以上ということですか。

○栗澤指導課主査 通常、こちらで設計を依頼している工事ですと、小学校にある通常の学級を2部屋使いまして、そこに間仕切り等の工事をして、通常の指導のための教室と、

それからプレイルームという形の部屋をつくります。あとは先生のための教材研究室をつくりまして、教室2室を使った4つ分の部屋をつくります。

○穴井学校教育部主幹 2教室分ですので、一つの教室の真ん中に間仕切りを入れると、全部で4部屋できます。そのうちの2部屋を通常指導する部屋にしまして、残りの2部屋のうち1部屋をプレイルーム、もう1部屋を教材研究室と個人相談に使う部屋ということで、リフォームをして使用します。お子さんが落ちついて勉強できるように、床や壁についても、汚れ等があればきれいにするということになっております。

○川上委員 もとは40人の教室ということでしたけれども、特別支援学級については、人数に対してどれだけの教室の広さが必要とか、そういう決まりはあるのでしょうか。

○穴井学校教育部主幹 特に決まりはございませんが、1学級8名ですので、半分でも十分な広さになると思っております。

○川上委員 わかりました。

○小田原委員長 人数によって平米は決められているのではないですか。施設整備課はそこまでわかりますか。

○穴井学校教育部主幹 勉強不足で申しわけありませんが、文部科学省から通知が来ております中では、教室については適宜使える範囲でつくるようになっていて、平米数等の指示は、私が見ている範囲ではありません。

○小田原委員長 特別支援学級と普通教室を別棟にするなど、分けて設置する傾向があるわけなのですが、そういうことから教材研究室という名前で職員室のようなものも造っているわけですよね。別棟にいる教員が、その学校の教員という意識がなくなってしまって、職員会議にも出てこないといったこともあるようなのですけれども、そうしたことのないようにお願いします。

特に、特別支援学級の人数調整がなかなかうまくいかないところがあるわけだから、そういう教員の姿勢、意識が反映していくように私は思っていますので、ぜひ御留意いただきたいと思います。

それではお諮りいたしますけれども、ただいまの第11号議案については、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第11号議案につきましてはそのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第5、第12号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例設定についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第12号議案について御説明いたします。

本件につきましては、市民のスポーツ需要が多様化し、また障害者スポーツ等、新たな課題に対応していくためには、民間に委ねることのできる事務につきましては民間に委ね、行政が本来の役割を果たせるようにするために指定管理者制度を導入していこうと考えているところでございます。

それから1点、現在使われていない市民体育館のスポーツサウナについて、規定整備を行うものでございます。

それでは、詳細は佐藤主査から説明いたします。

○佐藤スポーツ振興課主査 それでは、第12号議案、八王子市体育館条例の一部を改正する条例設定について御説明いたします。

まず初めに、教育に関する事務について、市長が市議会の議案を調製する場合、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条で、教育委員会の意見をきかなければならない、と規定されています。従いまして、本件議決後に市長に議案の調製を依頼するに当たりましては、議決した内容と合わせて、委員の皆様から頂戴した意見を教育委員会からの意見として付すことで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく教育委員会からの意見の申し出といたします。

それでは、議案の内容について説明いたします。

順番が前後しますが、議案2、改正の理由を御覧ください。

市の施設につきましては、八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針により、原則として指定管理者制度の導入を図ることとしております。また、平成24年5月1日の経営会議において、体育館の管理運営について指定管理者の導入を目指すという方針を決定いたしました。本件につきましては、指定管理者制度を導入するに当たって、八王子市体育館条例について必要な改正を行うものです。

議案1に戻りまして、改正の内容ですが、別紙新旧対照表をご覧ください。

まず、第12条についてですが、指定管理者による損害等に対応するため、損害賠償の相手方を使用者に限らないよう改正いたします。

次に、指定管理者による管理を可能にするために、改正後の欄の第15条を新設し、また第16条で指定管理者の指定の手続、第17条で指定管理者を指定する基準を定めております。

第18条は、指定管理者の業務水準が条例などの求める水準に達しなくなった場合などに指定の取り消しができるという規定です。

第19条は、指定管理者の指定などについて公表することを定めております。

第20条は、体育館で実施する事業や料金の収受に関するもののほか、必要な維持管理、修繕などといった指定管理者が行う業務を定めております。

第21条についてですが、体育館への指定管理者制度導入に当たっては、民間が持つノウハウを十分に発揮させるため、指定管理者が行う体育館業務に係る収入を指定管理者の収入とする利用料金制をとることを予定しております。

利用料金制を導入するのに必要な規定を第21条に定めております。

なお、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める利用料金は、条例に定める使用料を上限とします。また、利用料金制の導入に合わせ、使用料と同じように利用料金を減免し、また不還付とできるよう、第22条、第23条を新たに設定しております。

続きまして、改正前の第15条について、条文整備により第24条としております。

最後に、別表1ですが、指定管理者導入とは直接関係しておりませんが、平成13年4月から使用されていない市民体育館のスポーツサウナについてここで整理し、条例から削除するものです。

表に戻っていただきまして、施行期日ですが、公布の日から施行することといたします。

なお、本改正により改正が必要となります体育館条例施行規則についてですが、市議会定例会の議決までに、またこの場で御審議いただきたいと思っております。

また、本案においてお示した本条例の文言は、市議会議案の調製の過程において変更となる可能性があります、条例の内容自体は変わらないことを申し添えます。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきましては、御質疑、御意見ございませんか。

○川上委員 市全体でいろいろな施設において、指定管理者制度の導入が進められているわけですね。例えば今回は体育館条例の一部改正ですが、施設ごとに条例を改正しなけ

ればいけないのか、市として指定管理者についてのことを決めておけばいいのではと少し素朴な疑問を感じます。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 市としては、指定管理者導入に関する基準を設けまして、市の方針として包括的な条例ではなく、各施設ごとの個別の条例に規定するというスタンスをとっております。別の市ではそういう包括的な条例を設定している市もございますが、八王子市では、平成18年に指定管理者を導入した当初から、個別の条例に規定するというスタンスで、今までずっと変わっていないということでございます。

○小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

そのほかいかがですか。

○川上委員 これは本題とはちょっと違うかもしれませんが、スポーツサウナが平成13年から使われていないということですが、これはもう使えなくなったものなのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 平成13年当時、既に老朽化が進んでおり、修繕にお金がかかることに加え、他にいい施設ができたこともあり、利用率も下がっていたことから休止状態に入ったと聞いております。

○小田原委員長 そのほか、いかがですか。

○和田委員 ここにある体育館条例以外に指定管理者制度を取り入れて、このように条例を変えた例はほかにあるのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 平成18年から指定管理者に移行した施設については、条例を改正して指定管理者に関する規定を入れているはずです。

○小田原委員長 フットサルのコートは途中からではなくて、初めから指定管理者ですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 フットサルのコートは当初からですが、制度が違いまして、指定管理者ではなく民設民営という形で、公園の使用許可をしております。

○和田委員 指定管理者制度になっている施設では、今までの市が直接運営していた時と指定管理者制度導入後の比較等の検証はされているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 私は直接、指定管理者の施設を管理していないので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、平成18年から5年以上が経ったという中で、ここで指定管理者制度について検証作業を行うタイミングであるとは考えております。我々といたしましても、指定管理者制度を単に導入するのではなく、その施設が指定管理者に向くのかを検証し、モニタリングと合わせた検証作業を進めながら指定管理

者を指導していきたいと考えております。

○和田委員 当然、市が直接管理するよりも、サービスが良かったり、利便性が良かったりとか、そういうようなことが検証されていくのでしようけれども、ある意味では市役所の運営に対する批判でもあるわけで、そういったものを踏まえて、新しく登場した制度が有効であるということを、ぜひ体育館の運営についても検証いただきたいと思っています。

それから、ちょっと細かいことなのですが、第22条の利用料金の減免の条文にある「教育委員会が定める基準」というのは、これ以外に設定されているのでしょうか。それともこれからしていくのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 先ほど佐藤から御説明申し上げましたとおり、次の機会に、この条例の下にある運営の規則を御報告いたしますが、その規則の中に基準を定めるという考え方でございます。

○和田委員 これからということですね。

○金山委員 一番大事なのが使用料だと思うのですが、この第6条に規定する使用料の上限というのは、以前と変わっていないのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 使用料につきましては、現行条例のままでございます。

○小田原委員長 先ほどの和田委員の質問の延長なのだけでも、改正の理由が1行だけで、あとは等ということにくっつけてしまっているのですけれども、その理由がこういう理由だから先ほどのような質問になってくるのだと思うのです。どうして指定管理者制度を導入するのかということが必要なのだらうと思います。この等の部分をむしろ広げて明確にすべきであって、そこが果たしてどうなのかという検証がされていくべきだらうと思います。

指定管理者制度を導入することになっているから入れるのだということではないのです。なぜ指定管理者制度にしているのか、そこには先ほどの御指摘のように、直轄の行政の管理では、サービスも利便性も、あるいは費用の効果もいかなものかという批判が出てくることがあるので、それに対して行政として、ただその責任を向こうに置いてしまうということではないのだということを、ぜひきちんとやっていただきたいと思います。

御質疑、御意見がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、ただいま議題になっております第12号議案につきまして
は、御提案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第12号議案につきましてはそのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 議案は以上でございまして、続いて報告事項となります。

事務局から御報告願います。

○平塚学校教育部長 それでは、平成24年度6月補正予算につきまして、財務部より予
算の内示がありましたので、御報告をさせていただきます。

なお、平成24年度の予算につきましては、当初骨格予算、そして6月の補正予算に
ついて肉づけ予算という位置づけで予算を編成してきました。

説明については、佐藤主査より御報告させていただきます。

○佐藤教育総務課主査 それでは、平成24年度6月補正予算につきまして、御説明いたし
ます。

本件につきましては、4月25日の本教育委員会定例会について決定をし、市長あて
に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき市議会提出議案の調
製を依頼したものでございます。その後、市長部局におきまして予算編成、査定が行わ
れまして、去る5月24日に予算が内示され、6月1日には平成24年第2回市議会定
例会に議案として送付されております。

教育委員会にかかわるものとしましては全部で6事業、事業費で1億4,536
万3,000円が計上されてございます。

お手元の資料2ページ目以降に、個別事業の概要をつけてございます。各事業の内容
につきましては、過日の定例会で御審議いただいたという形になりますので、個別事業
の説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○小田原委員長 事務局からの説明は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

特にございませんか。それでは、特にないようでございますので、補正予算につま
しての報告は以上ということで、続いて教育総務課から御報告願います。

○布袋教育総務課長　それでは、先日5月31日に八王子市奨学審議会を開催いたしまして、平成24年度の八王子市特別奨学生を決定いたしましたので御報告させていただきます。詳細は佐藤主査より説明します。

○佐藤教育総務課主査　それでは、平成24年度八王子市特別奨学生の決定について御報告いたします。

資料を御覧ください。

去る平成24年5月31日に、八王子市奨学審議会の審議を経て、6月1日に教育長決裁にて決定いたしました。なお、同日付で該当者にはその旨通知してございます。

特別奨学生奨学金は、八王子市奨学生のうち、高等学校2学年に在学し、特に成績が優秀な者に対し、月額1万円の奨学金のほかに、月額3,000円を第2学年の4月から卒業時まで加給する制度でございます。本年4月に高等学校2学年の奨学生を対象に募集を行ったところ、全部で42名から申請がございました。

選考方法といたしましては、高等学校1学年のときの評定平均値の高い順に序列をつけまして、奨学審議会を経て上位15名を特別奨学生として決定しています。

なお、昨年度は成績上位、成績順位15名のところに複数名いたため19名を決定いたしましたけれども、今回はちょうど14位のところに2人いたということで、ちょうど15人という形になっております。

資料3番のところ、決定者・申請者の成績状況に、特別奨学生の成績状況を表にまとめてございます。15名の決定者の平均評定値は5.0から4.3、平均評定値の平均は4.6となっております。参考までに、その右側に奨学金の申請時、中学3年のときの成績をつけてございます。

最後に、奨学審議会での審議についてでございますが、特別奨学生は特に成績優秀と認める者を対象にしているところでございますが、決定者の成績が最低4.3ということで、その成績が特に優秀であるのかというような御質問をいただきまして、大学入試のA B C Dランクづけでは4.3以上がAランクとなっており、問題はないというふうにお答えしております。

また、そもそも何をもって成績が優秀というふうに考えるのかという御質問もありまして、学校の入試レベルを加味した順位づけで考えるのか、あるいは、今在学している学校のランクではなく、その生徒が今在学している学校で頑張っている成績を上げている、そのことを成績優秀と考えるのか、こういったことは非常に難しい問題であり、現行の

高校在学時の評定平均値で現在は判断しているのですが、そのやり方というのは最も妥当なものではないかというような意見が出ておりました。

説明は以上になります。

○小田原委員長 説明は以上ですが、本件につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

○和田委員 決定されなかった方へ連絡をしているかと思うのですが、その際に選に漏れてしまったという理由は説明しているのですか。

○佐藤教育総務課主査 具体的に成績が幾つだからだめですというような説明はしてございません。

○和田委員 もともとそういう基準は、成績順になりますよということは示されているわけですね。

○佐藤教育総務課主査 募集は15人で、成績の順位で15人という形で募集をしております。

○小田原委員長 そのほか、いかがですか。

それでは、特にないようでございますので、教育総務課からの報告は以上ということで終わります。

○小田原委員長 他に何か報告する事項等がございますか。

○野村学校教育部長 ございません。

○小田原委員長 委員の皆さんから何か報告する事項等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、それではここで暫時休憩といたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

再開は、9時40分からといたします。

〔午前9時35分休憩〕